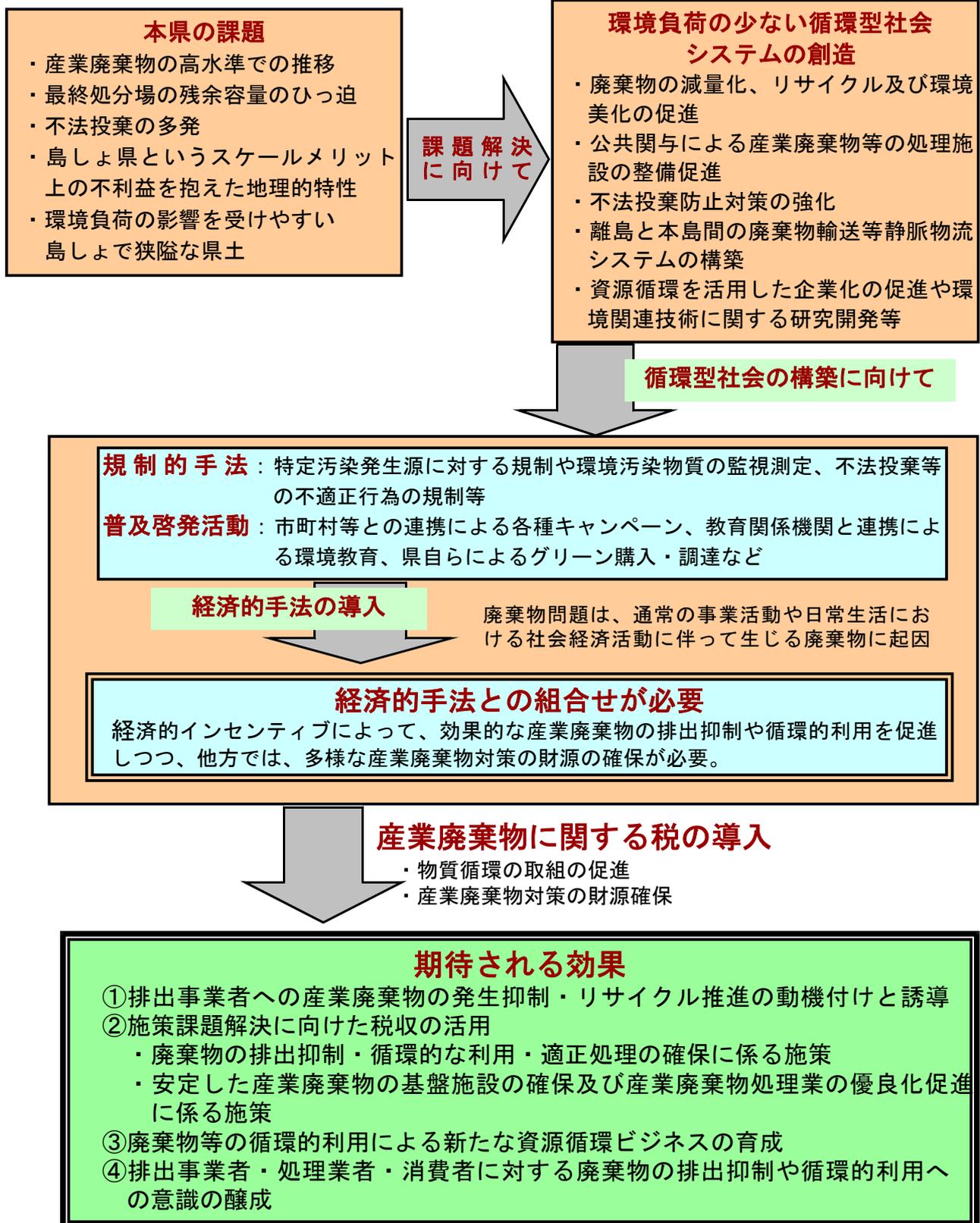


沖縄県「産業廃棄物に関する税」構想〔概要〕

(沖縄県)

- 「産業廃棄物に関する税」は、「排出抑制」、「再生利用」及び「適正処理」の促進を図る政策税制です。
- 「産業廃棄物に関する税」は、その税収を産業廃棄物対策の費用に充てることを目的とする法定外目的税です。

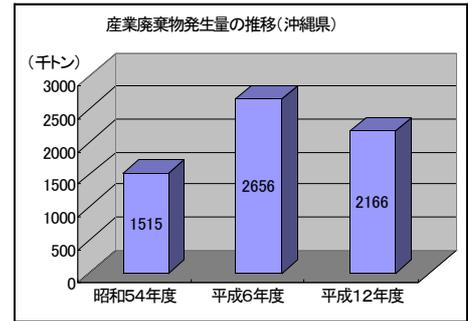
【1】「産業廃棄物に関する税」導入の必要性



【2】産業廃棄物の現状

○処理の状況(農業を除く)

- 産業廃棄物の発生量：216万6千トン
- 排出量：194万4千トン
- 減量化量：70万9千トン（排出量の36.5%）
- 再生利用量：80万1千トン（排出量の41.2%）
- 最終処分量：34万4千トン（排出量の17.7%）

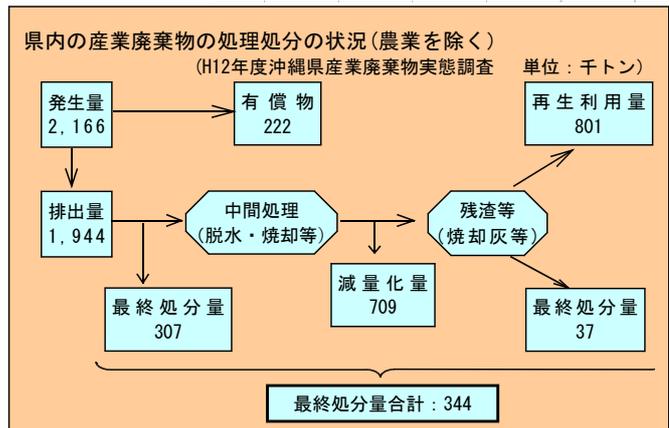


〔多量排出事業所(年間排出量千トン以上)〕

- 101事業所。排出量合計122万7千トン。全排出量の約6割。

〔広域的移動〕

- 排出された産業廃棄物のほとんどが県内で処理。
県外排出は全排出量の0.02%

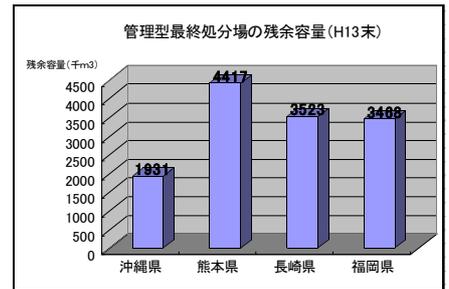
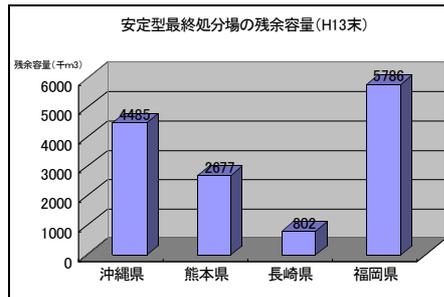


○処理施設・処分場の状況

- 焼却処理施設の処理能力は向上しているが、減量化を一層推進するため、焼却施設の設置促進が必要となっております。
- ここ10数年来、管理型最終処分場の新規立地がなく、残余容量のひっ迫が一層進行しております。
- 事業者自ら有する管理型最終処分場も残余容量の確保が課題となっております。

県内の産業廃棄物処理施設の設置状況(許可件数)

	H9	H12	H15
焼却施設	2	17	8
焼却施設以外の中間処理施設	5	10	74
安定型最終処分場	17	18	17
管理型最終処分場	6	5	2



○不法投棄

- ここ数年、廃自動車の不適正処理事案等が多発。県警における廃棄物処理法違反による検挙件数も増加しております。

県警による検挙件数(廃棄物処理法違反)

年度	平成0年	平成11年	平成22年	平成33年	平成44年	平成55年
検挙件数	6	14	10	32	32	28

○離島地域

- 農業以外に大規模な産業活動が少なく、産業廃棄物の発生量も相対的に少ないことから、処理業として経済的に成立することが厳しい状況にあります。

離島における産業廃棄物処理施設数(H15末)

	中間処理施設		安定型最終処分場
	破碎施設	焼却施設	
宮古地域	14	4	1
八重山地域	3	0	2

【3】 税収の使途

税収の使途については、循環型社会の形成に資する次の主要な施策に充てることを予定しておりますが、今後、専門家や関係団体及び県民から意見を聞きながら検討を進めていきたいと考えております。

- (1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進
 - 産業廃棄物の排出事業者、処理業者による排出抑制、リサイクル等への支援
 - リサイクル等の技術開発支援を通じた資源循環ビジネスの育成
- (2) 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備促進
 - 管理型最終処分場がひっ迫していることを踏まえ、生活環境の保全と健全な経済産業活動を支える基盤施設を確保するため、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備促進
- (3) 産業廃棄物処理業の優良化の促進
 - 国が進めている「優良産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の適合化に向けた取り組みに対する支援
 - 排出事業者による優良な処理業者の選定に役立つ情報の公開・提供等の支援
- (4) 不法投棄等の防止対策
 - 美ら島環境の保全を目指した、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導体制の強化
 - 市町村、警察等との連携による不法投棄取締り体制の強化

【4】 本県における望ましい「産業廃棄物に関する税制」

- 最終処分量の減量化を図るため、産業廃棄物の最終処分場の搬入段階に課税
- 排出事業者及び中間処理業者に税負担を求め、産業廃棄物の排出抑制と再生利用の促進を促す

(1) 産業廃棄物の最終処分量の減量化

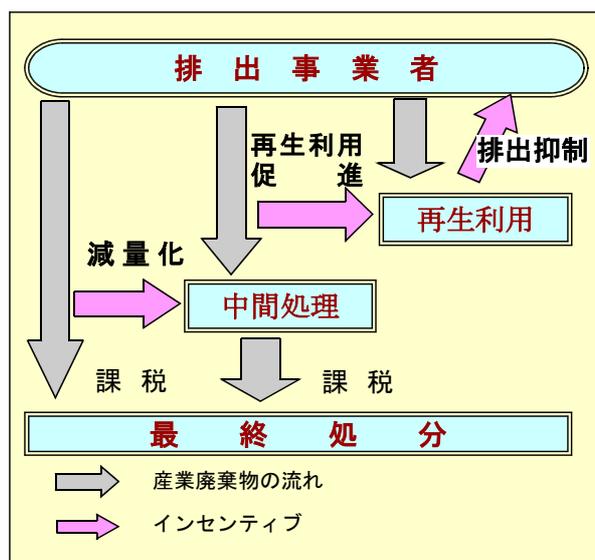
県土が狭溢な本県においては、産業廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫し、その対策が重要な課題となっております。

このため、本県に望ましい税制としては、先ず第一に、産業廃棄物の最終処分場への埋立抑制効果を誘因するための税制とすることが必要と考えております。

(2) 産業廃棄物の排出抑制と再生利用の促進

排出事業者及び中間処理業者を納税義務者とし、産業廃棄物の排出抑制と再生利用の促進を図ります。

税負担の軽減を図る合理的な経済行動の結果として、産業廃棄物の再生利用、再利用の促進あるいは産業廃棄物の発生が少ない原材料等への転換が促されるなどの効果が期待できます。



【5】沖縄県「産業廃棄物に関する税」の概要

区分	内容	概要図
目的	産業廃棄物の排出を抑制、産業廃棄物の再生利用の促進及び適正な処理への推進を図るとともに、循環型社会の形成に向けた施策の費用に充てるために課する。	
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入	
納税義務者	県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	
課税標準	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量	
税率	最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円	
免税点	なし	
徴収方法	1. 最終処分業者による特別徴収(申告納入) 2. 排出事業者及び中間処理業者による申告納付	
税収の規模	約3億円程度 (平成12年度沖縄県産業廃棄物実態調査より推計)	
税収の使途	産業廃棄物の排出抑制・減量化と再生利用の促進及び適正な処理の推進を図るとともに、資源循環型社会の構築に関する施策に係る経費に充てる	
施行時期及び施行期間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月1日施行(予定) ・施行期間5年を目標とする 	

沖縄県「産業廃棄物に関する税」構想についてのお問い合わせ先
 沖縄県 総務部 税務課 (TEL:098-866-2101)
 文化環境部 環境整備課 (TEL:098-866-2231)